

令和6年度甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時

令和6年10月17日（木） 午後2時～午後3時

2 場 所

北部公民館視聴覚教室

3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち15名出席

(2) 事務局

市長、市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険税係員2名

4 内 容

(1) 諮問事項

令和7年度甲斐市国民健康保険税の税率について

①説明の要旨

【現 状】

- ・甲斐市においては令和4年度に税率の引き下げを行い、令和5・6年度は税率を据え置いた中で、基金を活用し税負担の軽減を図っている現状である。
- ・現行税率は、県が示す「標準保険税率」と比較すると、お示しのとおりとなり、全区分において低い税率の設定となっている。

【今後の見通し】

- ・昨年度改定された「山梨県国民健康保険運営方針」において、県は、令和12年度に県内市町村の保険料（税）率を統一する目標を掲げ、今年度から統一に向け課題等の協議・検討を開始することとしている。保険料（税）が統一されると、市町村が個別に税率を設定出来ず、また、基金を活用して個別に保険税を抑制することが出来ない。このことから、基金の用途も限定されることとなるため、令和12年度までに現在保有している基金を活用していき、保有額の目標を概ね国保特別会計の1割程度（約6億9千万円）とする。
- ・「標準保険税率」と比較しても低い税率となっているため、令和12年度の県

内保険料（税）率の統一に向けた税率の改定については、今後も検討を継続していく。

②主な質疑

- ・国保財政の全体金額はどのくらいなのか。税率を据え置きとする理由となる税収入等は何か。
- ・令和6年度の国民健康保険特別会計の予算金額は69億円程度ある。そのうち、税収については12億8300万円程度を予定している。それ以外の収入は県や国からの交付金等、財政調整基金から赤字分を補填している状態で運営している。
- ・令和12年度に保険税率統一となっているが、統一の目的や現状は。
- ・保険税率統一の目的は、国民健康保険被保険者の減少及び県内保険者の規模にばらつきがあるため、税収を安定的に確保し運営するために、県全体で補うために行うものとなる。現状は、それぞれの市町村の医療水準・所得水準に合わせて保険税率を決定しているが、甲斐市の医療水準は比較的低い地域のため、現時点では県が示す標準税率よりも低い税率で運営している。今後の統一に向けて税率は上げていくことになると思われるが、財政調整基金の残額がある程度あるうえ、統一後の使途も限られてしまうため、それまでは基金を使って税率を下げっていく予定。

(2) 健康保険証の新規発行廃止について

- ・現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。
- ・令和6年12月1日の時点で発行されている有効な保険証は、12月2日以降、最長で1年間（令和7年12月1日）使用可能。本市の場合は、令和7年7月31日まで有効。
- ・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方、保険証利用登録をしていない方には、有効期限までに、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができる。
- ・マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」を交付。自身の保険資格確認等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付する。

主な質疑 なし